

# 仕 様 書

## I. 概 要

- 1 工事名称  
第5-2号 新井消防署・頸南消防署感染症対策工事
- 2 工事場所  
(1) 妙高市諏訪町1丁目7番8号 新井消防署  
(2) 妙高市大字田切629 頸南消防署
- 3 工事内容  
消防職員の感染症対策として、次の工事を行う。  
(1) 1階トイレの整備（新井消防署のみ）  
(2) 浴室の個室化（新井消防署及び頸南消防署）
- 4 工事期間  
契約日から令和6年1月31日まで

## II. 工事条件

- 1 施工図面・施工計画書  
施工に当たっては、現場着工前に施工詳細図及び施工計画書を作成し、上越地域消防局総務課管財係（以下、監督職員）の承認を受けること。また、当該施設の日常業務及び施設利用に支障が無いよう工程を組むこと。
- 2 使用材料  
本工事に使用する製品及び諸雑材はJIS規格品又は各々それに合格した品質優良な新品とすること。
- 3 軽微な変更及び調整  
設計図書に明記がなくとも、機能上、構造上、必要と認められる軽微な変更及び調整は本工事請負金の中で施工すること。
- 4 完成引渡し時の提出品  
完成引渡しに際しては、完成図、工事写真、竣工写真、導入した各種機器・設備の取扱説明書を提出すること。併せて、これらのPDFファイル（図面はPDF及びCADファイル）を保存した電子記録媒体（DVD-R）を提出すること。
- 5 工事保証  
施工者は工事完成後でも工事の不完全納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理又は良品と取り替えること。

## 6 既設機器・廃材等の撤去

撤去した機器及び設備並びに廃材等の処分は法令等に基づき、適切に行うこと。

### III. 共通仕様

建築、機械設備、電気設備に係るいずれの工事内容においても、本仕様書に記載されていない事項は最新の「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書」によるものとする。ただし、これに記載されていない事項は、最新の「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書」によるものとし、疑義があるときは監督職員と協議し、指示に従うこととする。

なお、建築・電気・衛生・設備に係る過去の設計図・竣工図等の原本の閲覧は、上越地域消防局総務課でのみ認める。

### IV. トイレの整備

本工事は、新井消防署1階のトイレを対象とする。

以下、トイレ内において大便器を有するブースを「ブース」、掃除用流しを有するブースを「SKブース」、パイプシャフトを「PS」という。

#### 1 男女トイレの区画化

旧来の男女兼用トイレ内において、ブース数を3から2に減らし、それぞれの面積を拡張する。そのうち南側のブースについて、掃除用具置場を撤去して空いたスペースをさらに加え、ガラスウール充填の間仕切壁（軽量鉄骨、石こうボード下地、メラミン化粧板3mm張り）で完全個室化、専用の出入口を設けることで女性用トイレにする。

概ねのレイアウトについては別紙平面図で示し、仕様を次のとおり定める。また、細かな寸法等は現場に適應させ、ここに定められていない仕様については、都度、監督職員と協議のこと。

#### 2 男性用トイレ

##### (1) 建築系

- ・トイレの出入口には、男性専用であることを示す措置を講じた軽量スチールドアを設けること。
- ・床はタイル及び下地を除去し、フラットに下地調整してビニールシート張りとする。ただし、この工法に適さない場合は、監督職員と協議の上、置床組のビニールシート張りも可とする。
- ・壁は既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板（＝3mm厚）張りとする。ただし、この工法に適さない箇所は、監督職員と協議の上、既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板（＝3mm厚）張りも可とする。
- ・天井は化粧石こうボードを張り替えること。
- ・ブースのドアは、スペース的に無理がない場合はブース外から押して開くものとし、不使用時は常時「開」の状態になるものであること。
- ・SKブースのドアは、常時「閉」の状態になるものとする。
- ・SK上部にトイレトーパー等を置ける棚板を1段設けること。
- ・SK脇の南側壁面上部に吊フックを3箇所設けること。
- ・既設PSのドアとドア枠は取り替えず、周囲の色味に合わせて再塗装すること。

##### (2) ブース内の電気及び設備系

- ・ブース内には、人感センサー付きLEDダウンライトを設けること。
- ・大便器は洋風とし、洗浄方式、便器のサイズは現地に順応のこと。

- ・大便器は温水洗浄機能及び暖房便座付きとし、適切な箇所にモール内露出配線による壁付一口コンセントを設けて電源を供給すること。
- ・大便器に係る操作部は壁に設けること。また、当該操作部は便器洗浄の起動ボタン又はセンサーを含むものとし、電源供給方式は問わない。
- ・ブース内には2連紙巻器を1箇所設けること。

### (3) ブース外の電気及び設備系

- ・天井に埋込形LEDベースライト（照度は蛍光灯40W2灯相当）を1箇所設けること。また、電源は人感センサー（手洗灯と共通）とし、既存の壁付スイッチを撤去すること。
- ・小便器の数を4から3に減らし、個々の間隔を均等に拡張すること。
- ・小便器は自動水栓機能を有するものであること。なお、この電源供給方式は問わない。
- ・小便器と手洗場が隣り合う場合、それらの中間には壁掛けスクリーンを設けること。
- ・手洗場は既設の位置において、同等の壁掛け形手洗器に更新し、自動水栓とすること。なお、この電源供給方式は問わない。
- ・手洗場には、化粧鏡とLED手洗灯（照度は蛍光灯15W1灯相当）を1組設けること。なお、当該手洗灯の電源は、前記天井埋込型LEDベースライトと共通の人感センサーとすること。
- ・掃除用流しは、既存品の位置に同等品を設けること。
- ・換気扇は既設の場合は同等品に置き換えること。また、常時オン状態を想定して電源は壁付スイッチとすること。
- ・スピーカーが既設の場合は撤去し、新たに設けないこと。

## 3 女性用トイレ

### (1) 建築系

- ・トイレの出入口には内側から施錠可能な軽量スチールドアを設け、女性専用であることを示す措置を講じること。
- ・床はタイル及び下地を除去し、フラットに下地調整してビニールシート張りとする。ただしこの工法に適さない場合は、監督職員と協議の上、置床組のビニールシート張りも可とする。
- ・壁は既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板（＝3mm厚）張りとする。ただし、この工法に適さない箇所は、監督職員と協議の上、既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板（＝3mm厚）張りも可とする。
- ・天井は化粧石膏ボードを張り替えること。

### (2) 電気及び設備系

- ・人感センサー付きLEDダウンライトを設けること。
- ・手洗場は出入口脇に設け（壁掛け形手洗器のサイズ等は現地に順応のこと）、自動水栓とすること。なお、この電源供給方式は問わない。
- ・手洗場には、化粧鏡とLED手洗灯（照度は蛍光灯15W1灯相当）を1組設けること。なお、当該手洗灯の電源は、前記天井埋込型LEDベースライトと共通の人感センサーとすること。
- ・大便器は洋風とし、洗浄方式、便器のサイズは現地に順応のこと。
- ・大便器は温水洗浄機能及び暖房便座付きとし、適切な箇所にモール内露出配線による壁付一口コンセントを設けて電源を供給すること。
- ・大便器に係る操作部は壁に設けること。また、当該操作部は便器洗浄の起動ボタン又はセンサーを含むものとし、電源供給方式は問わない。
- ・ブース内には2連紙巻器を1箇所設けること。
- ・換気扇を1箇所設けること。また、電源は壁付スイッチとすること。
- ・スピーカーは設けないこと。

#### 4 その他

- (1) トイレ内の色調はオフホワイトを基調とすること。
- (2) 給排水管の更新の要否については、現地熟覧の上、監督職員と協議して決すること。
- (3) 工事の間、1、2階いずれのトイレも使用不可になる期間が生ずる場合は、監督職員が指示する場所に仮設トイレを設け、期間中は適切に維持管理を行うこと。
- (4) 工事内訳明細書を単価積算の参考とすること。

### V. 浴室の個室化

本工事は、新井消防署及び頸南消防署を対象とする。

なお、改修する浴室は、シャワーユニットを囲む新規間仕切壁により二分し、「シャワー室」、「脱衣室」とする。これにより、現状の図面において、浴室に隣接する脱衣室は、「洗濯室」と名称を改め、完成図には、これら新名称を記載すること。

以上、概ねのレイアウトを別紙平面図で示し、「シャワー室」及び「脱衣室」の仕様を次のとおり定める。なお、細かな寸法等は現場に適應させ、ここに定められていない仕様については、都度、監督職員と協議のこと。

#### 1 シャワー室

- (1) 既設浴槽は撤去、土間補修の後、シャワーユニット（参考品：(TOTO)JSV0808ULW2BK）を、既設給湯器からの配管接続が容易で、効率的に継続使用できる位置に設置すること。また、当該シャワーユニットを、軽量鉄骨、石こうボード下地、メラミン化粧板（＝3mm厚）張りの間仕切壁で囲み「シャワー室」とすること。
- (2) シャワーユニットの照明及び換気扇の電源スイッチは、間仕切壁のシャワー室出入口付近に設けること。

#### 2 脱衣室

- (1) 床は、置床組、ビニールシート張りとする。
- (2) 壁は既存タイルを原則残し、下地調整の上、化粧ケイカル板張りとする。ただし、この工法に適さない箇所は、監督職員と協議の上、既存タイル及び下地を除去し、下地処理の上メラミン化粧板（＝3mm厚）張りも可とする。
- (3) 出入口は、既設同等品に取り替えること。
- (4) 天井は、化粧石こうボードを張り替えること。
- (5) 天井には換気扇及び埋込形LEDベースライト（40W相当1灯式）を設け、電源は壁付の埋込スイッチとする。

#### 3 その他

- (1) シャワー室及び脱衣室内の色調はオフホワイトを基調とすること。
- (2) 給排水管の更新の要否については、現地熟覧の上、監督職員と協議して決すること。
- (3) 工事の間は、監督職員の指示する場所に仮設シャワーユニットを設け、期間中は適切に維持管理を行うこと。
- (4) 頸南消防署の工事期間中は、作業者に庁舎のトイレ、水等の使用を認める。
- (5) 工事内訳明細書を単価積算の参考とすること。